

# 令和6年度 事業計画書

社会福祉法人さわらび会

介護老人福祉施設ブエナビスタ

# 令和6年度 介護老人福祉施設ブエナビスタ 事業計画

## 1. 事業方針

- (1)職員は、常に社会福祉施設職員として使命・役割を自覚し、利用者が施設内又は、地域において、可能な限り健康で活力ある生活を営む事が出来るよう支援する。
- (2)福祉サービスの基本は、入居者の人権尊重であり、人権を守り健全で安らかな生活と個人を尊重しプライバシーの保護に努める。
- (3)認知症進行予防と寝たきり防止を図るため、日中は出来る限りベットから離れた生活を送れるように支援する。
- (4)利用者の生活を活性化し、生きがいをもって日々暮らして頂くため季節行事や体操、趣味活動等を積極的に行う。
- (5)疾病の有る利用者に対しては、協力医療機関や関係機関と連携しながら心身状態の観察・把握に努め異常早期発見・早期対応に努める。
- (6)食事は、栄養マネジメントに基づき、個別の栄養管理を行う。利用者一人ひとりに合った食事内容と形態及び季節感のある献立の提供に努める。
- (7)サービスの質の向上のため、計画的に施設内外の研修に参加し、人材の育成に努める。
- (8)利用者のペースに合わせ入居者本位の支援に努める。
- (9)稼働率確保のため、居宅介護支援事業所や医療・福祉サービス機関等との連携強化に努める。
- (10)自立支援を行い、本人及びご家族からの希望に沿いながら、在宅復帰支援にも積極的に取り組む。
- (11)地域社会に期待され、地域に根ざし地域に開かれた明るい施設づくりに努める。
- (12)入居者・職員伴に負担なく移動・移乗ができるよう、ノーリフトケアを取り入れ職員の腰痛予防に努める。
- (13)介護技能実習制度等による外国人介護職員の確保に努める。

## 2. 運営目標

### (1)人材確保（採用・定着・育成）

- ① 慢性的な介護従事者不足が大きな課題となっている。介護職員の人材確保に向けハローワークや各種職能団体への求人活動を継続しつつ、人材紹介業者、派遣業者等を活用し一人でも多くの人材を確保できるよう採用活動に取り組む。採用時には、ミスマッチングが無いよう適正な面接実施やトライアル制度の活用等を行う。又、在籍職員に対してもチューターと協働し働き方や不安、悩み等が聞かれた職員には、面談を実施し解消に努める。
- ② 新人職員や中途採用職員には、チューターによる入所時研修を実施し、定期的な面談にて習熟度の確認や職場環境への不安や疑問等が無いか確認し必要に応じて助言やフォローを行う。
- ③ 介護技能実習制度等による外国人介護職員を確保に取り組む。
- ④ 施設内外の研修に計画的に参加することで知識・技術及び自信が身に付くよう育成する。

### (2)感染症予防

- ① 新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防のため、職員には、出勤時には必ず検温・体調不良の有無を記載してから就業及びユニット内では、換気・手洗い・消毒・マスクの着用、行動履歴の確認等の感染予防対策に取り組む。

- ② 新規入居者には、入居前にワクチン接種回数を確認を行い、入居後1週間は検温や体調確認を記録、感染症の早期発見・早期対応に努める。
- ③ 清掃員や家事援助職員の協力のもと日々の清掃にて手すりやトイレ等、人が触れやすい箇所の消毒を実施し清潔な環境整備に努める。

### (3) リスクマネジメント

- ① 介護中の事故や誤薬ゼロを目指す。ケアの統一を図り利用者に負担のないケアを提供する。又、個別の心身状態の把握にも努め、個々の利用者のリスクも把握する。
- ② 服薬に関しては、ヒューマンエラーが起きる事を前提に担当する職員は、医務が作成した服薬マニュアルの厳守を務め、誤薬が発生しないように取組む。
- ③ 安全対策担当者を中心に事故防止委員会にて毎月の事故報告書やヒヤリハット報告書を分析し、同事故・類似事故の再発防止に努める。又、職員には、年2回の研修（法定研修）の企画・運営し、「気づき」がある職員育成に取組む。
- ④ 事故や虐待の温床になる不適切ケアの廃止に積極的に取組む。虐待防止委員会でケア項目毎に不適ケアの現状確認を行い、課題があれば代替え案等がない検討し改善に取組む。

### (稼働率目標)

#### (1) 長期入居、短期入所合計稼働率

合計定員96名（年間延べ35,040名）の受け入れが可能である。令和6年度は、昨年同様に目標である年間稼働率96.5%を目標に稼働率の確保に努める。令和5年度の稼働率は、令和5年4月1日から令和6年1月31日の10ヶ月間の稼働率は、96.8%で推移している。令和6年度も、関係部門や医療連携を徹底すると共に、感染症予防対策に取り組みながら入院日数の減少や待機者に対して速やかな入所を促していくことで、年間稼働率96.5%を目標とする。

#### (2) 特養長期入居稼働率

定員96名（年間延べ35,040名）の受け入れが可能である。令和6年度は、昨年同様に目標である年間稼働率96.5%を目標にし、関係部門や医療連携を徹底すると共に、感染症予防対策に取り組みながら入院日数の減少や待機者に対して速やかな入所を促していくことで稼働率の確保に努める。

#### (3) 短期入所稼働率

ブエナビスタでは、短期入所については空床利用での受入れとなっているが、看取りケアも実施している為、開設から現在までのところ空床利用にて短期入所の受入れの実績はない。職員へ在宅の利用者やご家族についての教育や指導体制が整った段階で空床利用にて短期入所の受入れを実施していきたいと考えている。

### 3. 入居定員

96名（介護老人福祉施設ブエナビスタ）

階	居室タイプ	居室数	定員数	備考
1階（24名）	個室	24室	24名	1ユニット12名 × 8ユニット
2階（24名）	個室	24室	24名	
3階（24名）	個室	24室	24名	
4階（24名）	個室	24室	24名	
合計		96室	96名	—

### 4. 職員体制（令和6年4月1日配置予定：常勤換算人数）

施設長	1名
副施設長兼生活相談員	1名
事務員	2.3名
介護支援専門員	1名
看護職員	4名
介護職員	44.7名
管理栄養士	1名
機能訓練指導員	0名
医師（内科医師：非常勤）	0.1名
家事援助員	3.0名
清掃員	1.3名
合計	59.4名

※調理は、メフオスへ業務委託（12名）

### 5. 各部門目標

#### チューター目標

##### <教育方針>

基本理念である「入居者に安心した生活をもたらすケア」が提供できる人材育成のために、職員個々の介護観を尊重し、それぞれの長所を活かせる職場環境づくりのサポート体制の構築を図る。また、「知識、技術、介護職としての倫理観」の向上を目指し職員個々への支援を行う。ケアに対して充実感、達成感を感じられる成長過程をチームでサポートする。

#### （1）介護職員教育

- ①理念、行動指針に沿い、OJT 用各種マニュアルについては関係部門と連携し定期的な見直し、整備を行う。
- ②利用者へのサービスの質向上を目指し、各種委員会の活動のサポート、内部研修会の企画調整を行う。
- ③新人、中途採用職員には、雇用形態に関わらず入職1週間以内を目安にオリエンテーションを実施する。
- ④定期的な個人面談を行い、面談では本人の体調確認、業務や入居者への対応等で困っていることやわからないこと、職員間の関係性、働きやすさ、ストレス等の確認を行い、課題があれば配属先のユニットリーダー、介護チーフ、副施設長と情報共有し改善に向け取組む。

又、自己チェックシートによる職員の自己評価、リーダー評価（入職3ヶ月後、6ヶ月後）を行い、それぞ

れの項目において、出来ている事と出来ていない事を見える化し改善につなげる材料とする。その職員の能力に応じて、配属先のユニットリーダー、介護チーフ、多職種と協働して苦手な部門のトレーニングや助言を行う。

- ⑤実習生の受け入れについては、感染症の流行状況をみながら事前オリエンテーション時に感染予防対策を指導後、受け入れる。実習全般のプランニング、課題へのフォロー、アドバイス、シフト管理、学校との連携、終了時の実習評価を行う。又、事前に担当となるユニット職員への協力依頼、指導内容の確認を行い実習全体のサポートを行う。
- ⑥下半期より介護技能実習生の受け入れを予定しているが、技能実習責任者が中心となり、技能実習指導員が知識・技術を習得するための計画を基に指導と日本での生活に一日でも早く慣れるように生活環境面は生活指導員がフォローする。

## (2) 安全対策担当

- ①理念、指針をもとに身体拘束廃止・虐待防止マニュアル（OJT用）について、関係部署と連携し定期的な見直しや整備をし、職員全員に周知徹底する。
- ②虐待防止・身体拘束廃止委員会にて、毎月着眼点を変えて「不適切ケア」についての検討を行い、検討内容を全職員に周知徹底する。  
又、虐待、身体拘束に該当する案件が発生する前に全体会や内部研修、外部研修を通じて虐待・身体拘束防止の啓発に努めていく。
- ③事故報告書、ヒヤリハット報告書の内容確認を行い、事故防止委員会、事故検討会のサポート、車椅子等の備品の安全点検、センサー類の使用管理を実施する。
- ④新入職員への採用時研修では事故防止研修、身体拘束の適正化（不適切ケア）研修、感染症対策研修を実施し、介護職員としての知識、技術の習得と倫理の向上を図っていく。
- ⑤法定研修である、「事故防止」「虐待防止、身体拘束の適正化」「感染症対策」の内部研修を年2回実施する。  
又、その他の研修の企画、調整、実施を推進していき、職員の学びや理解を深めるため、一方的な講義で終わりにせず、個人ワーク・グループワークを盛り込んで参加型の研修会となるよう工夫を行う。

## (3) 余暇活動

多職種、ユニット職員と協力し年間の行事計画、日々のレクリエーションの企画、実施を行い、楽しみの持てる生活を送って頂けるよう取り組んでいく。又、年度毎のユニット別評価も実施する。

## 介護目標

入居者の尊厳ある生活を提供していく為に、ユニットケアの良さである個別ケアの実践を継続し、入居者一人ひとりに寄り添いながら意向や好みを汲み取り、本人が望むライフプランが可能となるように多職種協働のもとケアの充実及び室の向上に努めていく。

### <1階>

つきユニットは比較的に自立度が高く会話による意思疎通が通りやすく、たいようユニットは重介護度と軽介護レベルが混在している。両ユニットとも転倒リスクや皮膚トラブルが見られるが、ADLの維持に努めていき残存機能を維持し自立支援をおこなっていく。又、皮下出血や剥離に対して医務と連携し早期発見に努め安心して生活を送れるように支援していく。

## <2階>

両ユニット合わせて24名中、経管栄養の方が3名在籍している。他の入居者も重介護レベルの方が多く、医療依存度も高めとなっている。皮膚が弱い方も多く、少しの刺激で皮下出血ができたりすることも多い。その為、医務と連携しながら体調不良や状態変化の早期発見・早期対応に努めると共に残存機能を生かしつつ、入居者のADLの維持に努めていく。

## <3階>

介護度レベルが重度の方から活動量が多い方、認知症の進行が見られている方と様々な方が混在し生活されている。入居者の日々の変化にいち早く気付けるように日頃から情報収集や共有を行い、そのようなことがあった際には多職種と連携や協議を検討し個別ケアの実践に努めていく。

## <4階>

他のフロアと比べると比較的に入居者の自立度は高く、日々のレクや体操の提供、言葉遣い等が重要となっている。その為には、出来る事を考え毎日の体操やレクが終わった後など立ち上がりや姿勢維持などリハビリを行なうようにし、入居者のADL維持に努めていく。又、入居者への言葉遣いに対しては、普段から注意できる環境づくりに努めていく。

### (1)生活全般

入居者の尊厳ある生活・ADLの維持・向上に努めていく為に、個々の生活スタイルや好み、これまでの生活歴を再アセスメントし、現在のケアで良いのかを常に確認しケアの充実に繋げていく。また、入居者の状態変化が見られた際には、多職種との連携を図りながらご顔族の意向を吸い上げ、その人らしい生活を送って頂けるような雰囲気や環境整備に取り組む。コロナ禍で様々な活動が制限されているが、本年度は感染症予防対策を講じた上で、一つでも多くの行事が実施できるように努める。

### (2)リスクマネジメント

常に「気づき」を持てる体制を整え、「気づき」を大切にす。又、「気づき」を職員間で情報共有し、さらに職員間で不適切ケアについて指摘し合える関係性を構築することで、事故や苦情に繋がる「原因」「状況・状態」を把握し、ヒューマンエラーによる事故の発生を防止する。事故に関しては、「気づき」を大切にするために、ヒヤリハットリスク1の提出率をあげることに努め、発生した事故についてユニット内で分析・検討するほか、毎月の事故防止委員会にて各ユニット・フロアで事故やヒヤリハットの発生内容を報告し、委員会内においても対応策を検討することで施設全体としての共有を図り、同様の事故やヒヤリハットの発生に努めていく。苦情に関しては、入居者やご家族からの苦情に繋がる前段階の意見や要望の段階で吸い上げられるように努め、必要に応じて苦情窓口や介護チーフ、ユニットリーダーに報告し緊急会議を他部署と開催し、原因を分析し対応策や改善策を検討実施する。

### (3)人材（財）育成

職員一人ひとりと向き合いことで、職員個々の質や能力を見極めるように努め、仕事にやりがいを感じられるようOJTの中で個々に合わせた指導や役割を持たせていく。新人職員育成については、必要に応じてマンツーマンで指導を行い、新人職員の状況に合わせた指導をおこなっていく。又、仕事上の悩みや相談等は、チューターと連携し面談を実施し、情報共有を図り相談・指導に努めていく。委員会活動や行事、研修の場を通じて、職員の活躍意識や帰属意識を高める事で、職員個々のコミュニケーション能力や職務遂行意識を養っていく。職員一人ひとりの能力や個性を認めつつ研修・全体会の参加を計画的に行い、施設全体の質の底上げを目指し「人材（財）の育成に努める。

#### (4)感染症対策

職員は入居者と接触する機会が多く、他職種よりも入居者への感染リスクの可能性が高い事を理解し、自身の体調管理及び同居家族の健康管理に取り組む。又、職員及び同居家族に体調変化がある際には、速やかに報告を行い感染症対策の徹底を図る。入居者に感染症の症状が見られた場合は、医務と連携し早急に対応し、感染対策に努める。感染症が発生した場合には、ユニット・フロア単位で行動を制限することにより、感染拡大防止に努める。発生ユニット・フロア以外のユニット・フロアについても情報共有や伝達に努め、医務や施設からの指示に正確かつ迅速に対応する。

#### (5)技能実習生受け入れ

9月には、インドネシア（バリ島）より3名の介護技能実習生を受け入れる。先行して本部では受け入れを行っているため、情報共有を行いながら日本の文化・風習や生活習慣を指導して行く。又、介護技能実習生を受け入れる事で既存の職員の新たな刺激やモチベーションの向上に繋げられるようにしていく。現在在籍している同郷の先輩職員（インドネシア人）や技能実習指導員、生活指導員を中心に1日でも早く入居者への支援や信頼関係の構築ができるように指導・育成していく。

#### <ユニット目標・目的>

階	ユニット名	ユニット目標・目的
1階	つき	入居者のQOL向上の為、残存機能の維持、生活環境の整備、一人一人に合ったケアを行い、心穏やかに過ごせるよう家庭的な温かみのあるユニット（家）を作っていく。
		その為には…ケアプランに基づいた個別ケアの実施。入居者、ご家族の想いを汲み取り情報共有を行い、サービス向上に努めます。業務優先にせず、入居者目線で介助を行い、行動・実行していきます。季節感を取り入れてリラックスできる空間（四季折々の花々を植えて癒しの場所）を提供し、余暇活動の充実を図ります。
	たいよう	心穏やかに過ごして頂けるように、ホスピタリティに溢れる介護を提供していく。
		その為には…入居者やご家族の想いを吸い上げ、どのようなケアを行えば、穏やかな生活を送れるか分析し実行していきます。自立支援に向けて業務に合わせるのではなく、入居者に合わせた業務を実行していきます。
2階	はな	入居者の望む生活スタイルを実現し、ユニットが自宅と同じような環境になるように、残存機能の維持・自己決定や尊厳を尊重したケアをしていく。
		その為には…日々の発見を大切にします。他職員同士、お互いを承認しながらチームとしてのユニットを作っていきます。入居者とご家族の意向を丁寧に吸い上げていきます。多職種と連携をとり、入居者のニーズや変化にいち早く気が付き、介護職として常に向上と成長意識を持ちます。「出来ない」と決めつけず、自分に何ができるのかを考えながら日々のケアに努めます。

	ほし	入居者の「今」「未来（予後）」を見つめ、状態のあったケアを提供し、心身共落ち着いて、過ごせる環境作り・ケアを行っていく。 その為には…入居者一人一人の「今」に合ったケアを提供できるように入居者やご家族の意向を吸い上げ、多職種と連携し状態にあったケアを提供していきます。入居者のみならず、ユニットの他職員の考えを知り、承認し互いの考えを知り、行動できるチームを構築していきます。「出来ない」から入らず、今出来る最善のケア方法を考え、知識や技術の向上に努めます。
3 階	ゆき	個別ケアを実施し、穏やかに安心ある生活を送って頂く その為には…入居者一人一人の生活歴や趣味・好みを収集してケアを行っていきます。楽しみのある生活を提供するために趣味やレクリエーションに参加できる計画、実施していきます。
	もり	目配り・気配り・思いやりの姿勢で信頼関係を築く。 その為には…入居者を理解し、より良いケアとは何かをユニット内で共有し、ワンチームとして動きながらサービスを提供していきます。また、安心感を持ってもらえるような態度や姿勢を心掛けていきます。
4 階	くも	入居者の生活習慣を把握し、どんな些細な出来事が起こってもそっと寄り添い温かみのある介護を支援していく。 その為には…日頃から、入居者の表情や身体動作の観察に努めます。職員一人一人が業務優先ではなく入居者優先であることを理解し、業務改善と意見交換をおこなっていきます。接遇の重要性が理解できるように毎月のユニット会で情報共有を図ります。多職種との連携を取りながら、入居者に合わせたケアを実行していきます。
	かぜ	入居者への気持ちに耳を傾け、その人の真意を汲み取り質の高いサービスの提供と適切な介護を支援していく。 その為には…日々、入居者とコミュニケーションを取っていきます。ユニット内や多職種との連携を密にとり情報共有をおこなっていきます。出来ないことをそのままにせず何かあれば相談ができるユニットを作っていきます。

### 医務目標

水上医師、医療機関との連携を図り、入居者の健康維持・疾病予防に努めながら異常の早期発見に繋げる。又、入居者の健康管理の専門性を発揮しながら、多職種と協働しながら安全・安楽を考慮した生活を支援し個別性を踏まえたケアを提供する。

- (1) 予防的対応として、日々の入居者の体調の観察を行い、食事・水分摂取量、排泄状況、活動性等を他職種と連携を図り観察する。
- (2) 日中は多職種と日々の申し送りや記録などで連携し、急変時や重症化する入居者への対応を行う。更に24時間、途切れる事がないようにオンコールを実施し健康上の管理が出来るよう維持する。夜間オンコールを行うことによって速やかな入居者の対応と介護士の不安の軽減に繋げられるようにする。入居者へは年1回の健康診断を実施し体調管理に努める。
- (3) 誤薬事故を防ぐため服薬マニュアルの定期的な見直しを行い、誤薬事故が発生した場合、誤薬事故の経緯、現状を踏まえ必要に応じて服薬マニュアルを改善する。薬の管理、服用等は手順、方法を徹底し誤

薬事故防止に努める。

- (4) 感染症（コロナウイルス・インフルエンザ）の予防接種を協力病院と連携を図り実施する。感染症に対する免疫機能を強化し、入居者の感染症の発症や重症化の予防に努める。
- (5) 褥瘡予防について年に4回（1・4・7・10月）OHスケールを実施。褥瘡発生原因を回避、早期発見し褥瘡発生予防に繋げる。ハイリスク者はハイリスク予防計画書を作成する。褥瘡が発生した場合は施設医、往診医に相談し早期に対処する。多職種と協働しベットマットの見直しや選定を含めた褥瘡ケア計画書を作成する。
- (6) 看取りケアは本人、ご家族様の意思を尊重し肉体や精神の苦痛を和らげ、ご家族様のサポートなどを通じ、本人が望む最期を遂げられるよう全力で支えるケアを行う。介護職員が看取りケアを安心して実施できるよう施設医、多職種と協働しながらサポートし行っていく。
- (7) 職員の健康管理の為、年2回の定期健康診断を実施し健康指導を行うとともに精神的ストレスの軽減を図りつつ、安全衛生委員会と連携し早期に対応する。

### **リハビリ目標** ←機能訓練指導員は決まっていますが一応載せています

利用者の生活機能の維持・向上を目的に評価を行い、リハビリ計画・実施に努める。個別機能訓練計画立案の際には、LIFE（科学的介護情報システム：興味・関心チェックシートと生活機能チェックシートの情報）を厚生労働省へ送信し、フィードバック情報に基づき、利用者の状態を踏まえた個別機能訓練計画書の作成したリハビリの実施・評価を行う。又、転倒・転落事故が発生した場合は、身体機能や歩行レベルの因果関係を確認し、類似事故の再発防止に取り組む。

- (1) 個々の身体状況を理解し、日常生活が継続出来るように生活リハビリに重点を置き、個々のADLに応じリハビリを実施する。
- (2) リハビリの専門性を生かして定期的に評価を行う。又、転倒・転落事故発生時は、ADLレベルとの因果関係を確認する。
- (3) 事故防止検討委員会の一員として、各フロアの転倒・転落事故発生状況を把握し、現状のADLレベルを各職員に伝達を行い、転倒・転落防止に向けて適切な指導・確認を行う。
- (4) 日常生活動作の維持を図る為に、ケアプランと個別機能訓練計画書の計画に沿った訓練内容（立位・移乗・歩行訓練・四肢運動など）を介護職員等に紙面や申し送り等で伝達を行い、実施できるように指導・確認を行う。入居者に合った福祉用具の選定や評価も実施していく。
- (5) 今年度よりノーリフトケア推進委員会の立ち上げに伴い、その一員として機能訓練指導員の立場から移乗介助時のポジショニング等の適切な指導・確認を行い、職員の腰痛予防を図る。また、各フロアにスライディングボードを取り入れ、移乗介助時の腰痛改善・予防に取り組む。
- (6) 感染症（コロナウイルス・インフルエンザ等）発生時には、居室対応の入居者に対して褥瘡予防の為にクッション等を使用した体位変換で好発部位の除圧を行っていくと共に、安全対策推進委員である教育チューターや医務と連携し、ベットマットの選定、ナーセントパット等福祉用具を取り入れた介助方法の定着に取り組む。感染症の収束後、利用者のADLのアセスメントを行い、発生前のレベルに戻せるよう効果的な個別機能訓練計画書の立案・実施を行う。
- (7) 入居者の誤嚥性肺炎の予防・口腔機能の維持を図る為に管理栄養士と連携し水飲みテストの実施を行い嚥下機能の評価し食事形態のアドバイスや介護職へ口腔体操・口腔マッサージの訓練内容を指導・実施していく。

## 生活相談目標

施設の窓口として、入居者、ご家族様及び地域の要望・希望などを汲み取り、必要に応じて他部署との橋渡しや権利擁護が図れるように支援していく。又、入居者が地域の一員として地域行事等の社会参加ができるように取組む。しかしながら、感染症予防の観点から行事や外出の制限が続くことも予想されるため、可能な限り参加し、充実した生活を送れるよう支援していく。ご家族様との面会については、引き続きガラス越し面会、オンライン面会を実施し感染症の流行状況を注視しつつ状況に応じた家族交流を図っていく。

- (1) 施設サービス計画書に基づき、多職種との協働により常に自立支援を心掛ける。又、在宅生活への復帰を念頭において、相談及び援助、社会生活の便宜、その他の日常生活の援助等ソーシャルワークの支援を行っていく。
- (2) 介護保険制度、その他関係法令の理解に努め、入居者、ご家族、入居希望の見学者に対して相談窓口となり、丁寧な説明を心掛け適切なサービスの紹介、法人内の各事業所との情報共有、各部署が円滑に業務が図れるよう調整を行う。
- (3) 施設の相談・苦情対応窓口として、ご家族と日頃より連絡を密にし、相互信頼関係を築くよう努める。
- (4) 入居検討委員会の運営を行うにあたり緊急性も念頭におきつつ、『さいたま市特別養護老人ホーム入居指針』に基づき、申込受付、実態調査アセスメントを行い、入退居委員会を適宜開催し、次期入居者を検討・決定する。
- (5) 『さいたま市特別養護老人ホーム入居指針』に基づき、在宅復帰の可能性のある入居者には多職種及びご家族様・地域等と連携し、本人が望まれる退居支援に努める。
- (6) 社会資源を活用し、買い物代行、地域ボランティアの受入れを感染状況に応じて実施する。

## ケアプラン目標

サービス計画書立案にあたって生命に関すること、入居者、ご家族の意思を確認し、自立に向けてサービス計画書の作成を行う。

入居者、ご家族の希望を把握し生活状況に応じた支援が行えるよう、毎月担当者会議を開催し多職種と連携した介護サービス計画書を作成する。又、社会参加、季節環境に触れる機会の提供を得る事ができるようにインフォーマル資源を活用する。

- ①入居者、ご家族のニーズや意向を十分アセスメントし、介護支援専門員を中心とした多職種と協働して実施できる担当者会議の開催を行う。
- ②入居者の現状を分かりやすく記載し、総合的援助方針に多職種への役割やケア方針を記載することで、職員一人一人が計画に参画し責任を持って職務に遂行できるようにする。又、施設サービス計画書の見直し時には、入居者の状態変化と意向の確認、ご家族の意向を確認し総合的援助方針を伝える。
- ③日頃よりアセスメント及びモニタリングを通してマネジメントの実施し居室の環境整備を行い、事故防止に努める。
- ④看取り介護計画書作成においては、入居者、ご家族の意向を確認し安らかな最期を迎えられるよう寄り添ったケアを提供していく。そのためには医師の診断に基づいた説明を行い多職種と協働した看取り介護計画書を作成する。
- ⑤口腔衛生管理、口腔機能維持向上のため歯科医師の指示に基づき的確なアセスメントやリスク評価を行い計画の立案、実施、再評価にて入居者の口腔衛生、維持向上を図る。

## 栄養・調理計画

入居者の健康状態を維持・向上させることを目指し健康状態を把握し、個々の生活やその人らしい生活を維持するため栄養ケア計画を作成し食事の提供を行う。

給食委託会社と協力し適時・適温な給食の提供や衛生管理の徹底、食事サービスの充実を目指す。

おいしく安全に食事ができる環境作り、看取り、褥瘡、摂取困難な入居者に対して柔軟な食事提供を目指して多職種との連携を行う。

具体的には

- (1) 個々の健康状態や生活に合わせたケアプランとも連動した栄養ケアマネジメントを実施する。
- (2) 嗜好調査を実施し、給食委員会にて情報を共有し献立に反映する。感染症予防の観点から行事や外出の制限が続くことが予想されるため食事が重要視される。予算の中での食事提供の工夫として普段の中でも季節感や行事にあわせた変化のある食事を提供する。ケーキバイキングや握り寿司など要望の多いイベントを企画、実行していく。
- (3) ソフト食、ハーフ食の導入を継続し、ミキサー食の改善の実施をさらに極め、低栄養による重症化の予防と改善を行う。
- (4) 嚥下困難な方に対し傾向維持加算Ⅰの取組みを行うことで多職種との連携を高め、安全に食事ができる環境作りや個々へのきめ細やかな対応を行う。

### 事務目標

施設の窓口として相手の立場に立った対応を心掛け、明るく柔らかな雰囲気を入居者・ご家族様及び来客者に安心して頂ける窓口づくりに努める。又、施設内の環境衛生を念頭に清潔保持や感染予防に取り組んでいく。

#### (1) 印象の良い窓口づくり

『ブエナビスタの顔』という意識を持ち、入居者・ご家族・来客者に明るく丁寧な対応を心掛け柔らかな雰囲気作りに取り組む。又、要望に対して懇切かつ迅速な対応を心掛け、ご家族と各部署の職員が円滑に連絡やコミュニケーションが取れるようにサポートする。

#### (2) 施設内の感染リスクを抑えるための環境整備

手指消毒液やマスク・備品の補充等、施設全体が衛生的に保てるように、気づいた箇所の清掃等を心掛ける。入館者に対して体温測定の実施、流水での手洗い、手指消毒、不織布マスク着用のご協力をお願いし、感染予防の徹底に努めていく。感染対策の物品・備品について在庫管理を行い、常に余裕のある管理体制のもと、有事の際に速やかに出庫ができるよう適宜発注を行う。

#### (3) 備品・物品管理

建物保守点検や備品・物品管理を行い、適正な修繕の実施や発注・出庫に努める。

## 6. 委員会について

令和5年度は、コロナウイルスに加えインフルエンザの感染症も流行期が例年と違った為、委員会活動は制限されることがあった。令和6年度も感染症の流行に左右される事が想定される。委員会中止の際は、紙面会議を行うなど柔軟に会議を運営するよう努める。委員会は介護保険法等での義務付けられている法定委員会（9委員会）と施設任意の運営委員会（4委員会）の13委員会を設置し運営する。

<法定委員会>

#### 感染対策委員会（毎月）

施設内での感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬等）の蔓延防止に努め、入居者、職員、施設内での感染症の状況を確認・分析し対策を講じていく。又、感染症流行前に予想される感染症、食中毒等の内部研修を開催し対応ルールの徹底や確認、必要備品の準備を行い早期発見、早期収束に取り組む。

#### 褥瘡委員会（毎月）

除圧、皮膚状態の観察、適切なポジショニングなど褥瘡が発生しないように日々の入居者の観察を行う。関係部署との連携を図り褥瘡予防に努める。又、皮膚状態が悪化し褥瘡の疑いがある症状が発生した場合は嘱託医や看護師と連携し、処置の仕方や実施した結果を関係部署に申し送るようにする。マットの変更や見直し、食事内容の変更、体位交換の仕方等、関係部署と随時対策を検討する。

#### 安全衛生委員会（毎月）

職員の心身の健康管理の把握・指導及び職場環境の衛生を改善・管理を行い、職員の健康保持に取り組む。年2回職員健診、年1回ストレスチェックを実施する。又、随時、職員の健康、ストレス等に関する相談窓口を担う。

#### 事故防止検討会（毎月）

安心、安全、快適な施設生活を安心して送って頂く為、事故等を未然に防ぐことを常に意識し、より質の高い介護サービスを提供することを目標に事故等の防止に努める。安全対策担当者を配置し、1ヵ月間に発生したヒヤリハットや事故報告を多職種の視点から類似の介護事故発生の未然防止、再発防止などの分析し対策を立案する。又、事故発生防止の基本的な内容等、適切な知識の普及や安全管理の徹底を図る為、職員に対して計画的に事故防止研修を現状に沿って実施していく。

#### 虐待防止委員会（毎月）

施設内での虐待の有無と虐待の温床となる不適切ケアについては毎月（接遇、環境、入浴、ナースコール対応等）状況把握し改善・指導に取り組み不適切ケアのない施設づくりに努める。又、入居者・ご家族様の意見や要望、職員から意見が言いやすい風通しの良い職場環境作りに取り組み、意見・苦情があった場合には速やかに事実確認を行い、委員会内で改善策の検討を話し合うと共に職員の虐待防止と意識付けに努めていく。

#### 身体拘束廃止委員会（毎月）

高齢者虐待の5項目の一つでもある身体的虐待に属す、身体拘束廃止を促進する。日常のケアを見直し、入居者の尊厳と主体性を尊重し身体拘束がもたらす弊害（身体的・精神的・社会的）を理解し、適切なケアの徹底をすることで身体拘束のないように啓発や指導を行う。

#### 給食委員会（毎月）

入居者の栄養状態の維持・改善と生活の質の向上を目指し、安全に美味しく食事をして頂くために毎日の食事、ユニットで行うイベント、食文化の継承等「食事」に関わる全般について協議する場とする。嗜好調査の結果や検食簿、残食糧をもとに入居者の意見や要望を取り入れ、委託業者との業務連携を図り行事食やより良い食事提供に向けて検討する。

#### 定例入所判定会（毎月）

入居検討会・退居判定会（適宜開催）では入居・退居が必要な方の判定を各部署出席（施設長、相談員、施設ケアマネ、看護職員、介護チーフ、管理栄養士）にて多方面からの意見を聴取し適切に検討・決定する。また感染症防止の観点により感染状況を注視しながら可能な限り毎月、第三者委員（民生委員）に出席して頂き、報告・確認及び助言して頂く。感染状況によっては紙面報告を行い、確認及び助言を頂く。

#### 苦情解決委員会（年1回）

毎年5月に第三者委員（民生委員）を外部委員として参画して頂き、前年度の苦情内容の報告及び改善策が適切に対応されているのか検討する。

#### <運営委員会>

#### 防災委員会（毎月）

年3回防災訓練（火災・自身・風災害等）を計画的に実施し訓練評価を行う。

近年、自然災害（大雨、地震等）が多く発生している状況を顧み、施設内の危険な箇所はないか、落下物等で事故が起きないか確認を行い居室やユニット内の環境整備を実施する。防災に関する研修等へ参加し、各職員に対して防災意識の向上を図り、防災基盤の構築に努める。ヘルメットや非常食、備蓄飲料水等の備蓄品の在庫管理及び補充を行い、BCP（事業継続計画）の定期的な見直しを実施する。

#### ユニット会（毎月）

各ユニットで毎月ユニット会議を開催し、入居者の状況をユニット職員で確認・情報共有を行う。現在のケア方法を継続していくべきか、変更が必要かを検討し、常に入居者の状況に合ったケアを提供することで質の高いケアサービスが提供できるように努める。また、入居者の事だけでなく各種委員会の会議内容や全体会の内容を周知すると共に、日々の業務が円滑に行えるように無駄がないか定期的な業務の見直しを行う等、職員の資質向上を目指し、活発な議論の場とする。

#### レク・広報委員会（偶数月）

年4回広報誌『ユニット通信』の発行を行い、普段の入居者の様子やユニット内のイベントの報告を行っていく。昨年度もコロナ禍で感染対策により外部ボランティアによるレクリエーションの実施は中止している。今年度も流行状況を注視しながら、感染対策を講じた上で行事の立案や企画・実施ができるように関係部門と調整と環境整備に努め、入居者が少しでも施設生活に喜びや生きがいに繋げられるように年間計画を立案し、実施に努めていく。

#### ノーリフトケア推進委員会（毎月）

今年度よりブエナビスタにおいてもノーリフトケアの推進委員会を立ち上げ「持ち上げない」「抱え上げない」「引きずらない」ケアの取り組みを考えている。その為には、特養早蕨との連携が不可欠であるので、本部のノーリフトケア推進委員会と連携しノーリフトケアの基礎知識を学び、まずは委員会のメンバーがリフトや福祉用具の活用ができるように取り組む。その後、他職員へ学んだ知識を広め全職員がノーリフトケアを理解し、入居者、職員双方への負担の少ないケアを実践できるよう土台作りの年として取り組む。

また、福祉用具を必要とされる入居者にはADLに合った用具の検討、選定を行い、福祉用具の使用により事故を未然に防ぎ、介護技術の向上を図り、入居者へ安全な介助を行っていく。現在、施設で使用していない福祉

用具の導入（スライディングボード、つり上げ式リフト等）の検討も随時、本部と連携し取組む。

## 7. 防災対策について

介護老人福祉施設の利用者の多くは自力避難困難な方であることから、施設の防災・防火対策の強化に努めていく。「介護老人福祉施設ブエナビスタ消防計画」に基づいた防災管理規程により、定期的な防災訓練を通じて職員の防災意識を高める。定期訓練として発生時間を日中・夜間の想定した避難訓練、通報訓練など年3回実施し、有事の際には、迅速に行動できるように訓練する。又、災害に備えた非常食や防災備品も定期的に見直しを図っていき、今年度より策定が必須となったBCP（事業継続計画）を策定する。

### <令和6年度防災訓練予定>

#### 第1回防災訓練【地震（日中想定）】

実施予定月	令和6年7月
実施場所	介護老人福祉施設ブエナビスタ
訓練内容	日中地震訓練（避難訓練、防災備品等取扱研修等）

#### 第2回防災訓練【火災（日中想定）】

実施予定月	令和6年10月
実施場所	介護老人福祉施設ブエナビスタ
訓練内容	日中火災想定訓練（初期消火訓練、避難訓練、消火器実技訓練）

#### 第3回防災訓練【火災（夜間想定）】

実施予定月	令和7年3月
実施場所	介護老人福祉施設ブエナビスタ
訓練内容	夜間想定訓練（初期消火訓練、通報訓練、避難訓練、消火器実技訓練・消防設備機器等取扱研修等）

## 8. 建物保守点検・消毒について

建物の保守点検、消毒等は専門業者に委託するとともに、施設が実施する環境整備等により事故防止、環境衛生に取り組むこととする。

	点検設備等	点検予定日	専門委託業者等
保守 点 検	消防設備点検・消防設備機器総合点検	年2回（7月・2月）	（株）合人社計画研究所
	非常用発電機点検	隔月（絶縁監視装置点検） 年1回（無停電年次点検） 年1回（負荷試験点検）	ESA株式会社
	エレベーター保守点検	3ヶ月ごとに1回	コスモエレベーター（株）
衛	害虫駆除消毒	年1回（12月）	合同会社 PULLEY

	貯水槽・給水設備清掃	年1回(3月)	(株) 合人社計画研究所
	グリストラップ清掃	年2回(6月・12月)	
	環境整備(ワックス)	年1回(8月)	(株) エステックサービス

## 9. 利用料金について

### (1)介護老人福祉施設(介護給付)

#### ①ユニット型:個室(1日あたり:1割負担の場合)

要介護度		要介護3	要介護4	要介護5	
介護報酬	介護福祉施設サービス費(Ⅰ)		815円	886円	955円
	加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円		
		看護体制加算(Ⅰ)ロ	4円		
		看護体制加算(Ⅱ)ロ	8円		
		夜間職員配置加算(Ⅲ)ロ	16円		
		個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円		
		個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円 ※1ヶ月		
		療養食加算	6円 ※1食		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		※所定の単位数に14%を乗じた単位数			
自己負担	食事負担		300円(1段階)、390円(2段階) 650円(3段階①)、1,360円(3段階②)、 1,771円(4段階)		
	居住費		820円(1段階)、820円(2段階) 1,310円(3段階①)、1,310円(3段階②) 2,495円(4段階)		

### (2)短期入所生活介護(介護給付)

#### ①空床ユニット型:個室(1日あたり:1割負担の場合)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護報酬	併設型短期入所生活介護(Ⅰ)		704円	772円	847円	918円	987円
	加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円				
		看護体制加算(Ⅰ)ロ	4円				
		看護体制加算(Ⅱ)ロ	8円				
		夜間職員配置加算(Ⅲ)ロ	18円				
		機能訓練体制加算	12円				
		個別機能訓練加算	56円				
		送迎(片道)加算	184円 ※該当者のみ				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		※所定の単位数に14%を乗じた単位数					
自己	食事負担		300円(1段階)、390円(2段階) 650円(3段階①)、1,360円(3段階②)、 1,771円(4段階)				

	居住費	820 円 (1 段階)、820 円 (2 段階) 1,310 円 (3 段階①)、1,310 円 (3 段階②) 2,495 円 (4 段階)
--	-----	--

(3)指定介護予防短期入所生活介護（予防給付）

①空床ユニット型：個室（1日あたり：1割負担の場合）

要介護度		要支援 1	要支援 2	
介護報酬	指定介護予防短期入所生活介護費	529 円	656 円	
	加算	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円	
		機能訓練体制加算	12 円	
		個別機能訓練加算	56 円	
		送迎（片道）加算	184 円 ※該当者のみ	
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に 14% を乗じた単位数	
自己負担	食事負担	300 円 (1 段階)、390 円 (2 段階) 650 円 (3 段階①)、1,360 円 (3 段階②)、 1,771 円 (4 段階)		
	居住費	820 円 (1 段階)、820 円 (2 段階) 1,310 円 (3 段階①)、1,310 円 (3 段階②) 2,495 円 (4 段階)		

10. 行事計画

(1)年間行事予定

令和5年	4月	お花見
	5月	バラ園・母の日
	6月	父の日
	7月	七夕祭・花火
	8月	納涼祭・花火
	9月	敬老会
	10月	お月見・ハロウィン
	11月	料理・おやつレク
令和6年	12月	クリスマス会
	1月	新年会
	2月	節分
	3月	ひな祭り

(2)毎月行事予定：・カラオケ、誕生日会、おやつレク、料理レク、カフェ、温泉レク（入浴剤）

(3)毎週行事予定：ユニット体操

※新型コロナウイルス等の感染状況により、延期又は中止する場合があるが、出来る限り感染予防対策を実施と行事内容を再検討し、季節感のある行事の開催に努める。

## 1 1. 研修・訓練計画

職員に対し法定、又は社会福祉法人の職員としての基礎知識を学習する。業務改善、介護技術の向上等を研修目的とし、全体研修、外部研修など対象者に合わせた研修実施に取り組む。

### (1)内部研修

令和6年	4月	令和6年度事業計画について
	5月	ユニットケアについて
		認知症ケアについて
	6月	身体拘束廃止について
		虐待防止について
	7月	高齢者施設に必要な医療知識（褥瘡について）
		感染症及び食中毒の予防・蔓延防止について
	8月	排泄ケアについて
	9月	事故防止について
身体拘束廃止について		
10月	接遇及び家族対応について	
	クレーム対応について	
11月	個人情報保護法について	
	法令順守について	
12月	感染症及び食中毒の予防・蔓延防止について	
令和7年	1月	事故防止について
		虐待防止について
	2月	食事、口腔ケアについて
3月	看取りケアについて	
	救急対応について	

※令和6年度も感染症の状況に応じて、集合研修と紙面等での研修で対応する。

### (2)外部研修 別紙1参照

※昨年度と同様にZ o o mでのオンライン研修を活用し、感染症予防に努めながら計画的に研修参加を進める。